

(農林水産委員会)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方支分部局の組織再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務及び農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務の規定を追加することとする。
- 二、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除することとする。
- 三、この法律は、平成二十七年十月一日から施行することとする。